児童福祉法に基づく【 放課後等デイサービスＡＫＵ－ＳＹＵ高塚ＢＡＳＥ 】（放課後等デイサービス）の運営規程

（事業の目的）

第１条　この事業は、株式会社ＫＯＳ（法人名）（以下「事業者」という。）が設置する放課後等デイサービスＡＫＵ－ＳＹＵ高塚ＢＡＳＥ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下「指定障害児通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の５の６第１項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び保護者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定障害児通所支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をする。

２　事業者は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定障害児通所支援の提供に努める。

３　事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

４　事業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

５　事業者は、その提供する指定障害児通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

６　事業者は、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　指定障害児通所支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴ 名　称　放課後等デイサービスＡＫＵ－ＳＹＵ高塚ＢＡＳＥ

⑵ 所在地　浜松市中央区高塚町４５１５番地の２１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

⑴ 管理者　１名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

⑵ 児童発達支援管理責任者　１名（常勤職員　１名）

児童発達支援管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

また、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するよう努める。

ア　利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業者以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握する。

イ　障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行う。

ウ　障害児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従事者に対する技術的指導及び助言を行う。

⑶ 児童指導員又は保育士　２名以上（うち常勤職員１名以上）

児童指導員又は保育士は、個別支援計画に基づき障害児等に対し適切に支援を行う。

（営業日、営業時間等）

第５条　事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

⑴ 営業日

月曜日から土曜日まで。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

※土曜祝日で休業する場合は前月までに利用者へ告知します。

※その他、休業する場合は前月までに利用者へ告知します。

⑵ 営業時間

平　　日：午前９時から午後６時まで。

土曜祝日：午前９時から午後４時まで。

⑶ サービス提供日

月曜日から土曜日まで。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

※土曜祝日で休業する場合は前月までに利用者へ告知します。

※その他、休業する場合は前月までに利用者へ告知します。

⑷ サービス提供時間

平　　日：学校下校時から午後１７時３０分まで

土曜祝日：午前１０時から午後１６時００分まで

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は１０名とする。

（指定障害児通所支援を提供する主たる対象者）

第７条　指定障害児通所支援を提供する主たる対象者は、身体に障害のある児童、知的障害のある児童及び精神に障害のある児童（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害児を含む。）とする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、浜松市中央区および湖西市とする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第９条　事業者は、保護者が指定障害児通所支援の利用の申込みを行ったときは、当該申込みを行った利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児通所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得る。

２　事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をする。

（契約支給量の報告等）
第10条　事業者は、指定障害児通所支援を提供するときは、当該指定障害児通所支援の内容、保護者に提供することを契約した指定障害児通所支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載する。
２　契約支給量の総量は、当該保護者の支給量を超えてはならない。
３　事業者は、指定障害児通所支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。
４　前３項の規定は、通所受給者証記載事項を変更する場合について準用する。

（提供拒否の禁止）
第11条　事業者は、正当な理由がなく、指定障害児通所支援の提供を拒まない。

（連絡調整に対する協力）
第12条　事業者は、指定障害児通所支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力する。

（サービス提供困難時の対応）
第13条　事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児通所支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児通所支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずる。

（受給資格の確認）
第14条　事業者は、指定障害児通所支援の提供を求められた場合は、保護者が提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認する。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）
第15条　事業者は、当事業者が行う指定障害児通所支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。
２　事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行う。

（心身の状況等の把握）
第16条　事業者は、指定障害児通所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（指定障害児通所支援事業者等との連携等）
第17条　事業者は、指定障害児通所支援の提供に当たっては、市町村又は他のサービス提供者との密接な連携に努める。
２　事業者は、指定障害児通所支援の提供の終了に際しては、障害児等に対して適切な援助を行うとともに、市町村又は他の障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（サービスの提供の記録）
第18条　事業者は、指定障害児通所支援を提供した際は、指定障害児通所支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定障害児通所支援の提供の都度記録する。
２　事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定障害児通所支援を提供したことについて保護者から確認を受ける。

（保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）
第19条　事業者は、その使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、指定障害児通所支援を提供する保護者に支払を求めることが適当である金銭に限り、当該保護者に対し支払を求めることができる。
２　前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、その同意を得る。

（利用者負担額等の受領）
第20条　事業者は、指定障害児通所支援を提供したときは、保護者から当該指定障害児通所支援に係る通所利用者負担額の支払を受ける。
２　事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児通所支援を提供したときは、保護者から当該指定障害児通所支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受ける。
３　事業者は、第１項及び第２項の支払を受ける額のほか、指定障害児通所支援において提供される便宜に要する費用の支払を保護者から受ける。
４　事業者は、第１項から第４項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に対し交付する。
５　事業者は、第４項の費用に係る指定障害児所支援の提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該指定障害児通所支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得る。

（指定障害児通所支援の内容）
第21条　事業所で行う指定障害児通所支援の内容は、次のとおりとする。
(1) 個別支援計画の作成
(2) 基本事業
ア 日常生活訓練
イ 集団生活適応訓練
ウ 創作的活動
エ 更生相談
オ 介護方法の指導
カ 健康指導
(3) 身体介助
更衣、排泄等の身体介助
(4) 送迎
事業者の所有する車両により、障害児の自宅（学校）と事業所との間の送迎を行う。
２　前項に規定するもののほか、おやつを提供する。
（利用者負担額等に係る管理）
第22条　事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業者が提供する障害児通所支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定障害児通所支援（以下この条において「他の指定障害児通所支援」という。）を受けた場合において、当該保護者から依頼を受けたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定障害児通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以

下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援及び当該他の指定障害児通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他の指定障害児通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知する。

（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第23条　事業者は、法定代理受領によりサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る障害児通所給付費の額を通知する。

２　事業者は、法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付する。

（指定障害児通所支援の取扱方針）

第24条　事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害児通所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。

２　事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をする。

３　従業者は、指定障害児通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

４　事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定障害児通所支援（治療に係る部分を除く）の確保並びに指定障害児通所支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定障害児通所支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う。

５　事業者は、その提供する指定障害児通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

６　事業者は、前項の規定により、その提供する指定障害児通所支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する保護者による評価を受けて、その改善を図る。

(1) 利用する障害児等の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定障害児通所支援の事業の用に供する設備、備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 利用する障害児等に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定障害児通所支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

７　事業者は、おおむね１年に１回以上、前項の規定による自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する。

８　事業者は、事業所ごとに指定障害児通所支援プログラム（第４項に規定する領域との関連性を明確にした指定障害児通所支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第25条　事業者は、障害児が指定障害児通所支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努める。

（個別支援計画の作成等）
第26条　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた、障害児等の希望する生活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をする。
２　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、障害児等に面接して行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を障害児等に対して十分に説明し、理解を得る。
３　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児等の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第24条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定障害児通所支援の具体的内容、指定障害児通所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、障害児の家族に対する援助及び事業所が提供する指定障害児通所支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
４　児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定障害児通所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案について、意見を求める。
５　児童発達支援管理責任者は、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について、障害児等に対して説明し、文書によりその同意を得る。
６　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成したときは、保護者及び当該保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に、当該通所支援計画を記載した書面を交付する。
７　児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、通所支援計画について、実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児に係る解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上見直しを検討し、必要に応じて変更を行う。
８　児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
⑴　定期的に障害児等に面接すること。
⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
９　第１項から第６項までの規定は、第７項に規定する個別支援計画に変更について準用する。

（相談及び援助）
第27条　事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児等からの相談に適切に応じるとともに、障害児等に対して必要な助言その他の援助を行う。

（その他のサービスの提供）
第28条　事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行う。
２　事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努める。

（緊急時等の対応）
第29条　事業者は、現に指定障害児通所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以

下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
２　事業者は、協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（保護者に関する市町村への通知）
第30条　事業者は、保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

（勤務体制の確保等）
第31条　事業者は、障害児に対し、適切な指定障害児通所支援を提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておく。
２　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定障害児通所支援を提供する。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
３　事業者は、従業者の資質の向上のために、研修（障害児の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修及び障害児の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を含む。）の機会を次のとおり設ける。
⑴　採用時研修　採用後１か月以内
⑵　継続研修　　年３回

（職場におけるハラスメントの防止）
第32条　事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）
第33条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、障害児に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（１年に１回以上）に実施する。
３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（定員の遵守）
第34条　事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて指定障害児通所支援の提供を行わない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、浜松市へ相談のうえ、対応を進める。
（非常災害対策）
第35条　事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。
２　事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。
３　事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努める。

（安全計画の策定等）
第36条　事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。
２　事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。
３　事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。
４　事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

（自動車を運行する場合の所在の確認）
第37条　事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。
２　事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行う。

（衛生管理等）
第38条　事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
２　事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。
⑴　事業所における感染者及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（３か月に１回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
⑵　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
⑶　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（１年に２回以上）に実施する。

（協力医療機関）
第39条　事業者（治療を行うものを除く）は、障害児の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。
協力医療機関名（内科医）：伊藤医院
（歯科医）：おおすぎファミリー歯科

（掲示）
第40条　事業者は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
２　事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。

（身体拘束等の禁止）

第41条　事業者はサービスの提供にあたっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　事業者は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

⑴　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（１年に１回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知を図る。

⑵　身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

⑶　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（１年に１回以上）に実施する。

（虐待等の禁止）

第42条　従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

※ 児童虐待の防止等に関する法律第２条

① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

２　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

⑴　虐待防止に関する担当者の選定

⑵　苦情解決体制の整備

⑶　全ての従業者に対する障害児等の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（１年に１回以上）

⑷　虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的（１年に１回以上）な開催及びその結果について従業者への周知

（秘密保持等）

第43条　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又 はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

３　事業者は、指定障害児入所施設等においてサービスを提供する者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児等に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児等の同意を得る。

（情報の提供等）

第44条　事業者は、指定障害児通所支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

２　事業者は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしない。

（利益供与等の禁止）

第45条　事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

２　事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（苦情解決）

第46条　事業者は、その提供した指定障害児通所支援に関する障害児等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

３　事業者は社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（地域との連携等）

第47条　事業者は、その運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第48条　事業者は、障害児に対する指定障害児通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録する。

３　事業者は、障害児に対する指定障害児通所支援の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償する。

（会計の区分）

第49条　事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児通所支援の事業の会計を他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第50条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

２　事業者は、障害児に対する指定障害児通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録の作成日から５年間保存する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第51条　障害児等は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意する。

(1)　他の障害児等や従業者に対して暴力行為及び迷惑行為をしないこと。

(2)　指定した場所以外での火気を用いないこと。

(3)　事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

(4)　宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他ほかの障害児等に迷惑を及ぼす言動や行動をしないこと。

（その他運営に関する重要事項）

第52条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附　則

１．この規程は、令和８年９月１日から施行する。